平成２７年（フ）第４７６８号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目20番地の２（E21―301）
債務者　三好　一幸
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木晋之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３６号
福井市城東４丁目25番18号、旧住所福井市豊岡２丁目３番25号
債務者　グッドリペアこと　中山　昭則
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光照　良眞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３１８号
函館市西桔梗町717番地６
債務者　増田　順孝
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３１９号
函館市西桔梗町717番地６
債務者　増田　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５１号
岩手県一関市室根町折壁字天王前57番地１
債務者　金森　佳子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第５２号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字泉屋45番地１
メゾン中屋敷壱番館102号室
債務者　星　　正広
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第５４号
岩手県一関市大東町摺沢字沼田17番地、前住所東京都世田谷区砧４丁目28番13―106号
債務者　今井　　要
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第１０１号
山口県山陽小野田市大字西高泊1237番地27
債務者　阿川　知視
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第６４号
山形県米沢市大町２丁目２番45号
債務者　伊藤　慎也
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１４９号
茨城県つくば市今鹿島2636番地
債務者　笹本　美紀
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８８号
茨城県稲敷郡阿見町阿見1995―１　社会福祉法人木犀会　ケアホームかすみ、住民票上の住所茨城県土浦市真鍋新町４番６号哲美荘36号
債務者　金澤久美子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０３号
茨城県稲敷郡阿見町南平台１丁目25番地１
債務者　小松澤卓也
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１９８号
千葉県八街市上砂318番地
債務者　山本　喜久
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２６４号
千葉県佐倉市臼井台1249番地21野口台ハイツ101号室
債務者　飯田　將人
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２６７号
千葉県袖ケ浦市蔵波2030―２　一般社団法人友人会、住民票上の住所千葉県成田市名古屋1132番地
債務者　風穴　忠勝
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２６８号
千葉県八街市山田台953番地２
債務者　小倉　昭久
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２８０号
千葉県佐倉市王子台３丁目９番地30　サンハイツ菊池101
債務者　齊藤小百合
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部